

○香川県警察における用語の定義等に関する訓令

平成 13 年 5 月 15 日
警察本部訓令第 20 号

改正 平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 16 年 9 月 7 日本部訓令第 14 号、平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号、平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号、平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号、平成 29 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号、令和 2 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号、令和 2 年 3 月 31 日本部訓令第 11 号、令和 3 年 8 月 25 日本部訓令第 14 号

香川県警察における用語の定義等に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における用語の定義等に関する訓令

用語の定義に関する訓令（昭和 42 年香川県警察本部訓令第 13 号）の全部を改正する。

香川県警察職員が作成する文書（香川県公安委員会規則その他香川県公報等へ登載して公示するもの及び香川県警察本部訓令を除く。）に用いる用語は、別に定めのある場合を除き、次の各号の表の左欄に掲げる用語の区分に応じ、それぞれ当該各号の表の右欄に掲げる意義に用いるものとする。

(1) 組織等関係

用語の区分	意義
本部	香川県警察本部
学校	香川県警察学校
署	警察署
所属	警察本部の課、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、香川県警察学校並びに警察署
交番等	交番、署所在地及び駐在所

(2) 職名等関係

用語の区分	意義
本部長	香川県警察本部長
部長等	警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長及び警備部長、首席監察官並びに地域監及び香川県警察学校長
学校長	香川県警察学校長
参事官等	統括参事官、政策・国際企画官及び参事官並びに参事
課長等	警察本部の課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長並びに香川県警察学校副校長
署長	警察署長
所属長	警察本部の課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長、香川県警察学校長並びに警察署長
次長等	警察本部の課の次長、科学捜査研究所副所長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長、香川県警察学校の次長並びに警察署の副署長
事務職員	職員の給与に関する条例（昭和 26 年香川県条例第 5 号。以下「給与条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号の行政職給料表の適用を受ける職員

研 究 職 員	給与条例第3条第1項第3号の研究職給料表の適用を受ける職員
保 健 師	給与条例第3条第1項第4号ウの医療職給料表(三)の適用を受ける保健師
技 能 職 員	給与条例第16条の3に規定する職員
嘱 託 員	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の非常勤の嘱託員
会計年度任用職員	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
臨時的任用職員	地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用する職員
幹 部	主任以上の職にある警察官、事務職員、研究職員及び保健師
専 門 員 等	専門員以下の職にある警察官、事務職員、研究職員、保健師及び技能職員
職 員	香川県警察の警察官、事務職員、研究職員、保健師、技能職員、嘱託員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員

附 則

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日本部訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止)

- 2 香川県警察の航空隊に関する訓令(平成元年香川県警察本部訓令第7号)は、廃止する。

附 則(平成16年9月7日本部訓令第14号)

- 1 この訓令は、平成16年9月7日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正前の香川県警察における用語の定義等に関する訓令(以下「旧訓令」という。)第1号の表通信部の項及び第2号の表通信部長の項の規定は、この訓令の施行前に香川県警察職員が作成する文書(香川県公安委員会規則その他香川県公報等へ登載して公示するもの及び香川県警察本部訓令を除く。)に用いられた用語のうち通信部及び通信部長については、なおその効力を有する。この場合において、旧訓令第1号の表通信部の項中「四国管区警察局香川県通信部」とあるのは「四国管区警察局香川県情報通信部」と、旧訓令第2号の表通信部長の項中「四国管区警察局香川県通信部長」とあるのは「四国管区警察局香川県情報通信部長」とする。

附 則(平成18年3月30日本部訓令第15号)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日本部訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日本部訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日本部訓令第 11 号）

1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の規定による改正前の香川県警察における用語の定義等に関する訓令第 2 号の表臨時職員の項の規定は、この訓令の施行前に香川県警察職員が作成する文書（香川県公安委員会規則その他香川県公報等へ登載して公示するもの及び香川県警察本部訓令を除く。）については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第 22 条第 1 項」とあるのは、「第 22 条の 3 第 1 項」とする。

附 則（令和 3 年 8 月 25 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、令和 3 年 8 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。